平成２６年（フ）第２０６号
奈良県香芝市磯壁３丁目48番地　アドバンテージ香芝510
債務者　出田　隆典
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中森　　亘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
福岡県久留米市諏訪野町1830番地175
債務者　千葉　　勇
1　決定年月日時　平成26年４月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椛島　　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月25日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第１４１号
熊本市中央区新大江１丁目４番２号　県営住宅１―37
債務者　坂本　　正
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　誠也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月３日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年６月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４６６号
名古屋市千種区仲田２丁目17番７号　池下タワーズ701号
債務者　水　　清江
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　尚武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月17日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７１号
大津市坂本７丁目28番３―407号、前住所大津市仰木の里５丁目11番３号
債務者　高坂　智之
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　明宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月18日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９３号
兵庫県尼崎市塚口本町１丁目９番８号
債務者　山田　普充
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　都竹　順一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月26日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３３号
熊本県宇城市松橋町両仲間1522番地　マンション小花201号、前住所熊本県八代郡氷川町鹿野335番地
債務者　森田　伸一
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森高　啓喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３４号
熊本県宇城市松橋町両仲間1522番地　マンション小花201号、前住所熊本県八代郡氷川町鹿野335番地
債務者　森田さと美
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森高　啓喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月４日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３９号
松江市東津田町371番地15
債務者　菅　　勝彦
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４２号
松江市八雲台２丁目13番39号
債務者　石田　勇夫
1　決定年月日時　平成26年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７６号
北海道瀬棚郡今金町字御影48番地の１、住民票上の住所北海道瀬棚郡今金町字今金303番地
債務者　菅原　伸一
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第７８号
函館市千歳町３番７号　ラピーナ205
債務者　小野寺智恵
1　決定年月日時　平成26年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１１３２号
大阪府守口市大久保町１丁目５番12号
債務者　佐々木敏子（旧姓坂本・中藤・下川原）
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１６１号
大阪府吹田市佐竹台１丁目２番30―205号
債務者　北林　　真
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１９７号
大阪府枚方市南船橋２丁目１番12号
債務者　松本　義則
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１９８号
大阪府枚方市南船橋２丁目１番12号
債務者　松本　早苗
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２０２号
大阪市北区中津１丁目18番９号　ドクターラヴィーナ化粧品ビル203号室
債務者　内藤　正次
1　決定年月日時　平成26年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部